

200827004B 1/2

厚生労働科学研究費補助金
障害保健福祉総合研究事業

真犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究

平成 18～20 年度 総合研究報告書 (1/2)

研究代表者 田島 良昭
平成 21 年 (2009) 年 4 月

平成 21年 4月 10日

厚生労働大臣
外 添 要 一 殿

住 所 〒855-0054 長崎県島原市古丁2266

フリカ'ナ タ マ ショ 7キ
研究者 氏 名 田 島 良 昭
(所属機関 社会福祉法人 南高愛隣会)



平成18年度から実施した厚生労働科学研究費補助金(障害保健福祉総合研究事業)に係る研究事業を完了したので、次のとおり報告する。

研究課題名(課題番号) : 虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究(H18-障害-一般-006)

国庫補助金精算所要額 : 金18,204,000円也(※研究期間の総額を記載すること。)

(うち間接経費 0円)

1. 厚生労働科学研究費補助金総合研究報告書表紙 (別添1のとおり)
2. 厚生労働科学研究費補助金総合研究報告書目次 (別添2のとおり)
3. 厚生労働科学研究費補助金総合研究報告書 (別添3のとおり)
4. 研究成果の刊行に関する一覧表 (別添4のとおり)
5. 研究成果による特許権等の知的財産権の出願・登録状況

別紙 1

厚生労働科学研究費補助金 総合研究報告書 表紙

別紙 2

厚生労働科学研究費補助金 総合研究報告書 目次

別紙 3

厚生労働科学研究費補助金 総合研究報告書

厚生労働科学研究費補助金

障害保健福祉総合研究事業

虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究
(H18-障害-一般-006)

平成18年度～20年度 総合研究報告書

研究代表者 田島 良昭

平成21(2009)年 4月

総合研究報告書目次

目 次

- I. 総合研究報告
 虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究
 田 島 良 昭
 (資料) 資料名 虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究
- II. 研究成果の刊行に関する一覧表
- III. 研究成果の刊行物・別刷

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
（総合）研究報告書

虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究
平成 20 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 田島 良昭 社会福祉法人南高愛隣会理事長

研究要旨

罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図る観点から、実態調査を実施し、現状における問題点を探るとともに、就労、生活訓練、地域生活支援への移行のあり方、社会復帰に向けた福祉分野の役割と矯正及び更生保護の関係機関等との連携の具体的な取り組み、法的整備に関する課題等を分析する。

研究分担者氏名・所属機関名及び所属機関における職名

藤本 哲也	中央大学法学部教授 犯罪学博士
山本 譲司	ノンフィクション作家
清水 義恵	更生保護法人 日本更生保護協会 常務理事 事務局長
高橋 勝彦	宮城県社会福祉協議会 宮城県船形コロニー 総合施設長
酒井 龍彦	社会福祉法人 南高愛隣会 長崎障害者就業・生活支援センター 常務理事 所長

A. 研究目的

罪を犯した障害者の自立促進にどう取り組むかをテーマに関係省庁と連携し、実践的モデル事業を実施し、その中で見えてくる課題について、解決をはかる。

B. 研究方法

罪を犯した障がい者の地域社会に向けた必要な支援を整理し、地域移行を促進する目的で、各種実態調査を実施し、現状の把握と問題点を探るとともに、地域生活支援への移行のあり方、社会復帰に向けた福祉分野の役割と矯正及び更生保護の関係機関等との連携による具体的な取り組み、法的整備に関する課題や解決策をまとめることを目的に、研究分担者がそれぞれの研究課題に向け取り組む。

平成 18 年度は、法務省矯正局の協力のもと全国規模で「知的障害者またその疑いのある受刑者調査」及び「罪を犯した障害者の保護観察・更生緊急保護の実施例と課題」の実態調査を進め分析を行なう。矯正施設と連携を行い、実際に罪を犯した障害者の福祉サービス利用までの課題を整理する。また障害者が被告になった場合の刑事裁判の実態調査を行い福祉施設の支援のあり方の検討を行った。

平成 19 年度は、全国の救護施設と知的障害者施設へ罪を犯した障害者の受け入れの実態調査を行った。また触法障害者への先進的福祉政策に取り組んでいる、オーストラリア・ビクトリア州のヒューマンサービス省のスタッフとの意見交換を行った。

これらの研究成果を踏まえ、3年計画の3年目となる平成 20 年度は、次の項目の研究を進めると共に3年計画のまとめを行った。

- わが国の矯正施設における知的障害者の実態調査と諸外国の文献調査（藤本研究分担者）
 - ・ 諸外国の知的障害者の取扱い方（法律・犯罪類型・矯正処遇等）及び刑事裁判についての調査
 - ・ 刑事施設内の受刑者状況調査
 - ・ 新しい民営刑務所（PFI 刑務所）の視察
- 罪を犯した障がい者を取り巻く司法と福祉の現状（山本研究分担者）
 - ・ 障害者が被告人となった場合の刑事裁判の実態及び支援事例と出所後の受け皿探し等の実践活動から見えてきた福祉的・司法的課題の整理
 - ・ 矯正施設における障害者の処遇
 - ・ 更生保護施設の実践事例
- 更生保護事業の現状調査（清水研究分担者）
 - ・ 支援モデル事業における仮釈放準備調査、保護観察の役割について検討
 - ・ 刑務所受刑者の満期釈放に至った事例の背景について抽出調査
 - ・ 具体的事例を通じて更生保護と福祉との連携の方策を検討し、更生保護事業の担い手の役割、可能性について検討する
- 「現行制度における罪を犯した障がい者の地域生活の現状と課題」に関する調査分析（高橋研究分担者）
 - ・ 矯正・更生保護施設から罪を犯した知的障害者の支援について検討
 - ・ 県内の相談支援事業所における相談事例等の実態調査
 - ・ H18 年度の事例の追跡調査の実施
- 罪を犯した障がい者の地域生活に向けての支援のあり方（酒井研究分担者）
 - ・ 全国の障がい者施設における罪を犯した、又は反社会的行動のある障がい者の処遇調査と考察
 - ・ 社会福祉法人南高愛隣会（コロニー雲仙）における罪を犯した障害者の地域移行に向けた個別支援計画の確立と検証
 - ・ 平成 18、19 年度に実施した事業の総合的な検証及びまとめ

（倫理面への配慮）

倫理面への配慮としては、罪を犯しやすい障害者に関する課題を協議するとき社会防衛的視点がクローズアップされ、社会的隔離政策に傾くことがある。一方国民の十分なコンセンサスのないままの自立に向けての施策は、国民に認知されない一部の隠れた存在になりがちである。正確かつ確かな数的情報を公開すること、障害そのものの理解を求める啓発活動を平行して行う必要がある。

モデル事業による受け入れや、アンケート情報、事例研究等における個人情報の取り扱いについて厳格に管理する。

C. 研究結果

平成 20 年度及び 3 年の研究結果は次の通りである。

ア) 藤本グループでは平成 18 年に法務省の協力により、全国 15 か所の大規模刑務所に入所している 27,024 名を対象に調査を行った。調査結果では、一般刑務所に知的障害者が 410 名（医師又は技官が所内処遇困難な者の中より判定）（1.5%）いることが判明した。うち、療育手帳所持者はわずか 26 名（6%）であった。このため出所後、福祉の支援を受けられない人が多い。再犯者は 285 名（約 70%）であり、うち 5 回以上が 162 名（57%）であるが実刑は初めてでもそれまでに何度も罪を犯している者

が多いと思われる。

罪名は1位 窃盗(43.3%)、2位詐欺(6.8%、無銭飲食や無賃乗車)であり、刑期が2年以下(35.6%)と比較的軽い罪を繰り返す。その背景として、80.7%が無職、学歴は中学生以下が86.1%、前刑データによると身元引受人が必要な仮釈放を受けた人は20.0%であり、出所者全体の仮釈放が56.6%と比較すると非常に少ない。80%が満期で出所する。誰も支える人がない状態であるために、3か月未満での再犯が32.3%、1年未満が60%という、非常に短期間で再犯に至っている。犯罪の動機としても「生活苦」が36.8%で最も多かった。

家族も福祉制度という支えがないゆえに、軽度な犯罪を繰り返し刑務所に収容される現状が明らかになった。住む家もなく、経済的にも追い詰められ再犯を犯すまでに数日間、食事をすることもできず水だけの生活を経験した者が何人もいた。

イ) これらの矯正施設から社会につながり重要な役割を果たしてきたのが、更生保護委員会が決定する仮釈放の制度である。

平成18年9月中旬に全国の更生保護施設101か所から退所した479名について調査を行ったところ、潜在的に知的障害を有すると思われるIQ69以下は91名、20%であった。しかしながら、知的障害者としての判定に基づく支援プログラムは用意されておらず、移行先が福祉施設だったものは1名、その方も身体障害者があり福祉の支援ニーズに応えた者ではなかった。

更生保護施設は最長6か月での退所が義務付けられており、施設側としてはそれを前提とした受け入れになる。そのため短時間で就労自立が可能な人が優先され、長期利用や滞留になりやすい高齢者や知的障害者の受け入れは少ない。施設側としても障害者の職業能力開発・雇用促進の制度や福祉サービスについての知識が少なく、関係機関との連携も出来ていない。また、施設の職員体制や施設の規模、予算上の委託期間の観点から、現行の制度では高齢や障害のある被保護者を社会的自立までに導くには困難であることがヒアリング調査から明らかになった。

ウ) 一方で障害者施設での受け入れ状況はどうなっているのか。

酒井グループでは平成18年に全国2,350法人の知的障害者施設を対象に罪を犯した、又は反社会的行動のある人の受け入れ調査を行った。対象者を受け入れた法人は、14.0%であった。その内、療育手帳の等級では82.6%が、障害程度区分では50.4%が中度・軽度の障害である。「手がかかる(精神的、肉体的)」が施設に受け入れて最も大変だったこととして選択されている。平成19年に受け入れた法人を対象にした調査では、再犯(問題行動を含む)率は37.5%であり、これらを踏まえ通常の利用者に対して3倍の職員配置がとられていた。

だが、軽度・中度が持つ「社会適応性」における障害については、現在の障害認定区分の判定項目に含まれていない。それゆえに上記の提供できる福祉サービスを越えたサービスは施設側の経済的負担となっている。罪を犯した障害者への加算があったのは4事例のみであった。

エ) このような状況の中で、出所受刑者の受け入れモデル事業を行った。ここでの取り組みの特徴は、矯正施設と保護観察所、福祉事業所が合同で支援会議を行い、各々の役割やノウハウなどの情報の共有を行いながら、その連携のもと出所後、スムーズに福祉サービスへつなぐための模索を行った。平成18年～19年に3名(うち1名が仮釈放、2名が満期)、更に平成20年度には5名を社会福祉法人南高愛隣会が受け入れ、2名を他の福祉機関へ橋渡しを行った。

受け入れにあたっては、特に「合同支援会議」が効果的であり、双方の情報と知識の共有化が図られ、比較的円滑な福祉サービス移行につながった。ただし、その手続き上では、療育手帳の取得申請、援護の実施市町村の確定、所得保障等で区市町村間にばらつきがあった。

D. 考察

研究結果から伺える課題点は次の通りである。

ア) 出所後すぐ、何らかの福祉サービスを必要とする人が相当数いるにもかかわらず、知的障害者としての障害認定を受け、手帳を有する人が27,000人中わずか26人である。満期で出所した人で手帳不所持者は福祉の支援を受けることは難しい。

イ) 知的障害者の認定は本人または保護者等が認定申請を行い、各都道府県の判定機関（児童相談所、更生相談所等）で認定判定を受けなければならない。国の統一認定基準がないため、それぞれの都道府県によって若干、判定に差がある。さらに、発達期に発生する障害であるのでおおむね18歳ぐらいまでに発生していたことを証明する証言などを求められることがあるので30歳をこえて親・家族などがない人の場合は障害認定をしてもらえない場合がある。認定がない場合は障害福祉サービスを利用することが難しい。

ウ) 障害認定を受けてもIQが50以上の軽度障害者と認定されれば、年金の受給も難しく、福祉サービスを受けるとき市町村（基礎自治体）が行う障害程度区分が軽く出て、福祉サービスのメニューの一部しか利用できない。裁判所が社会生活をそのままさせられないと判断して実刑判決を下すような社会生活の不適応がひどい人であり、福祉施設での処遇が困難な人ほどIQは高い場合が多い。

エ) 罪を犯した障害者は親・家族や家庭で配偶者などがある人も少ない。その為、仮釈放を申請するのに必要な身元引受人がない人が多く、80%が満期出所となっている。このような場合、更生保護施設が全国101施設あり、更生緊急保護事業などを実施しているが、障害者を引き受けてくれるところは少ない。

オ) 刑務所を出て誰も支援する人がいないままで社会生活を続けることは重度の障害者はもちろん、軽度の障害者でも難しい。また、矯正施設での生活と一般社会での生活は大きく違い、その格差は計り知れないほど大きい。その為、生活トレーニングや働くための職場実習とを体験できる中間施設と支援のプログラムが必要である。

E. 結論

本研究の対象である累犯障害者とは、法務サイド（矯正・更生保護）と厚生労働サイド（福祉）の連携不足、あるいは福祉サービスの立ち遅れにより、支援の網（セーフティネット）からまれ、法の狭間に落ち込んだ存在であることが明らかになった。

この研究成果を踏まえ、本研究班では厚生労働省と法務省に対して、罪を犯した障害者の地域生活支援を進めるための政策提言を行った。（提言の内容は昨年度報告書を参照）。この提言を踏まえ、以下の様な取り組み及び制度に結実していただくことが出来た。

(1) 法務省における取り組み

法務省矯正局ではすでにPFI刑務所等において新しい処遇のあり方を検討、実施しておられたが平成18年の特別調査に基づき、高齢者、障害者に対する処遇を充実させて社会復帰促進の視点から社会福祉士等の福祉関係職員を配置して入所中から積極的に出所後の準備をおこなっていただくことになった。

保護局では各都道府県の保護観察所に社会福祉士等の資格を有する保護観察官を配置して高齢者、障害者に対応することとなった。また、更生保護施設で積極的に受け入れを進めるために全国57の更生保護施設に社会福祉士等の資格を有する職員を採用するための予算を計上していただい

た。

このように送り出す法務省側は矯正局、保護局ともそれぞれ制度を見直し予算も大幅に積み上げていただいた。これらに伴い、平成 20 年度後半より 8 管区それぞれの学習会や研究会などを実施され、福祉関係者との共同事業についての取り組みを始めた例も出てきた。

(2) 厚生労働省における取り組み

この政策提言を踏まえ、厚生労働省では平成 21 年度予算（案）新規事業として、「地域生活定着支援センター（仮称）」を各都道府県に 1 か所設置する為の予算計上に結びついた。また、刑務所から出所した者、医療観察法の指定医療機関を退院した者等の円滑な社会復帰を支援する観点から、福祉事業所に対して報酬上の評価を行う「触法障害者地域移行支援事業」を決定した。

厚生労働省職業安定局では就労対策の重要性には早くから着目して「刑務所出所者等の就労支援事業」を平成 18 年度から進めていただいているが、相当数の障害者がいることが判明したので障害者雇用促進法を適用した一層の就労支援策と職業能力開発を進めていただくこととなった。単年としては平成 19 年～20 年 厚生労働省障害者保健福祉推進事業において「地域生活定着支援センター」の職員養成のプロジェクトがスタートしている。平成 20 年に同じく、厚生労働省社会福祉推進事業において地域生活定着支援センターの業務内容や法務省関係機関との連携のあり方を具体的に深めた。

○ 「地域生活定着支援センター」の目指す役割

「地域生活定着支援センター」は都道府県事業として、知的障害者等を中心に高齢者や生活困窮者（ホームレス）といった出所者を支援する。

役割としては、①相談支援事業、②コーディネート事業、③福祉サービス事業所の選定と特別加算金支給の算出、④サービス利用の程度区分判定委員会に対して意見書の提出、⑤自立支援基金からの受け入れ事業所に対する準備金支給要請事務等を行うこととしたい。

さらにアフターフォローとしての果たすべき役割が大きい。

- ・ 利用者の満足度調査が大切で利用者と共に連絡をとって要望なり意見を福祉事業者に伝え、処遇改善を図る。
- ・ 3～6 か月単位で適切な処遇がされているかどうか、どのような問題点があるか監査する。
- ・ 利用者への支援上、事業者のみでは解決できない問題が発生した場合は相談に応じて解決策を検討する。

このように地域生活定着支援センターに対する期待は大きく、役割は重大である。そのために運営を支援する組織を作り、地域の各種各層から参加をいただき助言や応援をいただくことが大切である。年間 1,700 万円程度の国の定額補助金のみで諸々の業務を実施することは困難であるので実施主体の都道府県での補助金の上積みも期待される。

公平、中立性を担保するうえで是非必要なことは受け入れ福祉事業所を複数有する社会福祉法人等や入所型施設を中心に経営している社会福祉法人には同県内での地域生活定着支援の委託をさけるべきである。なぜなら、定着支援業務と受け入れ福祉事業業務とは果たすべき役割が相反する場合が多くあり、同一法人の職員が業務に当たっていると他の事業者や利用者からの信頼を得ることは難しい。

障害認定区分については、障害程度区分の 2 次審査に際して意見書を提出することで、課題として指摘した障害程度区分の「環境適応能力」の判定の一助とする。また、受け入れ福祉施設制定にあたっての環境調整にかかる費用については、各県の障害者自立基金から捻出する様に調節中である。この準備金要請に関わる事務手続きを担当したい。

また、矯正施設や保護観察所とは配置される社会福祉士等を交え定期連絡会議を実施する。これまで更生保護施設では、福祉ニーズを持つ被保護者の退所に際しては、自らが環境調整を行っていた。地域生活定着支援センターが環境調整を行うことで、更生保護施設が担っていた不安や負担が軽減できるのではないかと。

○ 触法障害者地域移行支援事業の注意点

地域生活定着支援センターの紹介で触法障害者を受け入れる福祉事業者を支援するために受入れに関する費用と毎日の処遇をする職員などの増員や養成に必要な費用の補助である。

読んで字のごとく、刑務所等を出所した障害者が地域社会に安心して溶け込めるための援助策であり、まずグループホーム・ケアホームや宿泊型の自立訓練ホームなど普通の場所での居宅生活支援が最も重要である。人里離れた入所施設などでの処遇をおこなった場合は特別な処遇経験を有する専門職員などを充分配置しておかなければ重大な事故につながるおそれがあることを忠告しておきたい。長い間、隔離収容されていた人で逃げる力が残っている人は必ず、自由を求めて逃げるようである。

○ 社会福祉法人と更生保護法人との相互の事業乗り入れ

社会福祉法人と更生保護法人がお互いの持っている専門性を活かし、相互に乗り入れる形で、ハンディキャップのある受刑者を支える仕組みを作れないかと考えている。

一つには同一法人による更生保護事業と、障害者自立支援法によるサービス事業の運営である。更生保護事業はナイトケアの処遇が中心になる。昼間空いている建物を使用して、就労移行支援事業等のサービス事業を実施することで、経営的な面も含め幅の広い支援が提供できる。同じ様に社会福祉法人が更生保護事業を運営することで、福祉支援の事務手続等の手立てが整うまでの期間、更生保護施設の利用が可能となる。

もう一つには保護観察所と社会福祉法人との連携による、委託保護等の柔軟な運用である。ある一定の条件を満たす福祉施設には、障害者又はその疑いがあると更生保護委員会が認めた者がある一定期間、保護委託できる仕組みが出来ないか。また福祉サービスが行政の措置から当事者間の契約に移行しているため、契約になじまない人がいる。このような場合保護委託を利用できないか。

これらについては現行法でも可能な部分もあるが、相互の乗り入れを促進するには、設置条件の緩和等が必要となる。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

・平成 20 年度は、宮城県と長崎県で開催された福祉セミナーにおいて、当研究の研究代表者・研究分担者がシンポジストとして参加し、当研究の目的や進捗状況、研究課題について発表した。

・財団法人 日本障害者リハビリテーション協会の補助金により、平成 21 年 2 月 18 日に全社協灘尾ホールにて、平成 20 年度障害保健福祉総合研究事業 研究成果発表会を実施した。

H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む)

特になし。

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ
	なし						

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
	なし				



200827004B 2/2

総合研究報告書
(18-障害-一般-006)

(2/2)

厚生労働科学研究 (障害保健福祉総合研究事業)

虞犯・触法等の障害者の 地域生活支援に関する研究

(平成 18-20 年度)

研究代表者 田島良昭

はじめに

本研究班では、罪を犯した又は犯しやすい障害者の地域生活の自立促進をどう図るかをテーマに、平成18年度から平成20年度までの3か年計画で研究に取り組みました。

累犯障害者とは、法務サイド（矯正・更生保護）と厚生労働サイド（福祉）の連携不足、あるいは福祉サービスの立ち遅れにより、支援の網（セーフティネット）からまれ、法の狭間に落ち込んだ存在といえます。

このような認識に立ち、矯正、更生保護、福祉の各分野の専門家が一堂に会した本研究では、5名の研究分担者のもと、それぞれの専門分野において様々な角度からの調査研究に取り組んでいただきました。お互いの専門用語の理解からはじまった研究は、時には激しい議論になったこともありましたが、3か年を経て、法務サイドでは福祉ニーズに応えるために矯正施設や更生保護施設へ社会福祉士等の配置、社会福祉士等の資格を有する保護観察官の配置、あるいはPFI刑務所内の特化ユニット（精神や身体に障害を抱える人の処遇を担当）の設置等、様々な改革に着手して出所後の進路を考えながらの処遇を強化していただくようになりました。厚生労働サイドでは「地域生活定着支援センター（仮称）」「触法障害者地域移行支援事業」へと結実し、罪を犯した障害者の支援へ向けて大きな一歩を踏み出すことが出来ました。

その中でも、法務省矯正局、保護局などの本省のそれぞれの担当官の皆様、矯正施設（刑務所、少年院等）、保護施設等（更生保護施設、更生保護観察所）の担当官の皆様は、問題が発生するたびにすばやく担当者連絡会議を開いて問題を解決していただきました。深く感謝申し上げます。厚生労働省の担当官の皆様には、研究を前に進めるための応援や、必要なことで早く実践した方が良くと思えることなど行政の果たす役割について、確実に進めていただきました。

これらの方々をはじめ、本調査研究の実施にご協力いただいた方々に心から感謝申し上げますとともに、本報告書が罪を犯した障害者の支援のために活用されることを期待します。

平成21年2月18日

厚生労働科学研究「虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究」
研究代表者 田島良昭

「**虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究**」報告書

目次

はじめに

研究者名簿 1

I. 研究代表報告

罪を犯した障がい者の地域生活支援について.....田島 良昭 5
プレゼンテーション「罪を犯した障がい者の地域生活支援について」..... 14

II. 研究分担者報告

藤本研究グループ

わが国の矯正施設における知的障害者の実態調査と諸外国の文献調査

中央大学法学部教授 藤本 哲也

I 序..... 21
II 刑事施設及び少年院における知的障害者の実態調査..... 21
III 英米法圏を中心とした諸外国における罪を犯した知的障害者の処遇に関する文献研究
1. 三井英紀「英国における若年犯罪者間の知的障害者の実態調査研究について」..... 25
2. 鮎田実「アメリカ合衆国における精神遅滞犯罪者の処遇」..... 39
3. 藤本哲也「オーストラリアにおける知的障害者と刑事司法制度」..... 63
4. 藤本哲也「オーストラリアにおける知的障害者と犯罪の被害」..... 77
5. 藤本哲也「オーストラリアにおける知的障害犯罪者対策」..... 84
6. 綿貫由実子「ニュージーランドにおける罪を犯した知的障害者処遇の動向」..... 90
IV 結 び..... 100

清水研究グループ

触法等の障害者の社会復帰における更生保護と福祉等の連携に関する現状と課題

更生保護法人 日本更生保護協会 常務理事・事務局長 清水 義恵

I 研究目的..... 101
II 研究方法..... 101
III 研究結果及び考察
1. 更生保護の概要..... 101

2. 更生保護と触法知的障害者との関わり	110
3. 触法障害者の受け入れに関する更生保護施設の実態調査結果及びその課題について	122
4. 知的障害等を持つ少年院在院者の社会復帰に関する諸問題	139
IV 結 論	141

山本研究グループ

虞犯・触法等の障害者を取り巻く司法と福祉の実状

ノンフィクション作家 山本 諒司

I 研究目的	147
II 研究方法	147
III 研究結果及び考察	
1. 障害者が被告人となった場合の刑事裁判の実態	147
2. みずき福祉会における事例と課題	149
3. 横浜市における虞犯・触法等の障害者への福祉政策	158
4. 和歌山県福祉事業団の取り組み	165
5. 更生保護施設の実践事例	167
6. その他の実践事例	172
7. 問題点の整理	177

高橋研究グループ

現行制度における虞犯・触法等の障害者の地域生活支援の現状と課題

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 宮城県船形コロニー 総合施設長 高橋 勝彦

3年間の研究統括	185
平成18年度 研究報告書	192
〈研究分担者〉	
I 研究目的	192
II 研究方法	192
III 研究結果	
1. 社会福祉施設における罪を犯した知的障害者への支援内容に関する研究	193
2. 東北地区における矯正・更生保護事業施設での知的障害者への支援内容に関する研究	194
IV 考察	195
V 結論	196
〈研究協力者〉	
1. 社会福祉施設における罪を犯した知的障害者の支援内容に関する事例研究	199
2. 地域生活と障害児者の教育に関する一考察	221

平成19年度 研究報告書

〈研究分担者〉	
I 研究目的	224
II 研究方法	224
III 研究結果と考察	
1. 救護施設におけるこれまでの罪を犯した知的障害者の受け入れ状況と 支援及びその課題の検証	225
2. 矯正・更生保護施設との連携による罪を犯した障害者への支援について	236
〈研究協力者〉	
1. 社会福祉施設における罪を犯した知的障害者の支援内容に関する事例研究	237

平成20年度 研究報告書

〈研究分担者〉	
I 研究目的	251
II 研究方法	251
III 研究結果と考察	
1. 相談支援事業所における罪を犯した障害者の相談・支援の状況調査と課題の検証	252
2. 平成18年度の調査事例から地域生活の課題の検証	259

酒井研究グループ

現行制度における虞犯・触法等の障害者の就労と地域生活の現状と課題

社会福祉法人 南高愛隣会(コロニー雲仙)常務理事、長崎障害者就業・生活支援センター所長 酒井 龍彦

I 研究の目的	265
II 研究結果	265
1. 3か年のモデル事業における受け入れ調整について	265
2. 社会福祉法人南高愛隣会(コロニー雲仙)における罪を犯した障害者受け入れの 処遇プログラムと分析	287
3. 全国の知的障害者施設における罪を犯した、又は反社会的行動のある人達の実態調査 (平成19年)	303
4. 全国の知的障害者施設における罪を犯した、又は反社会的行動のある人達の処遇調査 (平成20年)	314
5. 判定機関の立場を振り返って	323
III 総論	328

III. 参考資料

参考資料-1 罪を犯した障がい者の地域生活支援に向けての提言(平成19年)	337
参考資料-2 椿百合子「知的障害のある受刑者等の社会復帰支援について」	341
参考資料-3 上出晶子「知的障害を有する受刑者の釈放時保護について」	347
参考資料-4 長崎県地域生活定着支援センターイメージ図	352

研究者名簿

(平成20年12月5日現在)

【研究代表者】

研究者氏名	所 属	役 職
田 島 良 昭	社会福祉法人 南高愛隣会 (コロニー雲仙)	理事長

【研究分担者】

研究者氏名	所 属	役 職
藤 本 哲 也	中央大学法学部教授	犯罪学博士
清 水 義 恵	更生保護法人 日本更生保護協会	常務理事 事務局長
山 本 譲 司	ノンフィクション作家	
高 橋 勝 彦	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 宮城県船形コロニー	総合施設長
酒 井 龍 彦	社会福祉法人 南高愛隣会 (コロニー雲仙) 長崎障害者就業・生活支援センター	常務理事 所 長

【研究協力者】

研究分担者	研究協力者	所 属・分 野	役 職
藤本 哲也	多田 一	財団法人 矯正協会附属中央研究所	研究第三部長
	谷村 昌昭	財団法人 矯正協会附属中央研究所	主任研究員
	鮎田 実	亜細亜大学法学部	非常勤講師
	三井 英紀	作新学院大学総合政策学部	非常勤講師
	綿貫由実子	中央大学通信教育部	インストラクター
清水 義恵	藤本 信次	更生保護法人 清心寮	常務理事 施設長
	生島 浩	福島大学大学院 教育学研究科	教授
	小長井賀與	立教大学 コミュニティ福祉学部	准教授
	福田 順子	更生保護法人 静修会荒川寮	補導主任
山本 譲司	赤平 守	すぎなみ障害者生活支援コーディネートセンター 社会福祉法人 同愛会	所長 相談員
	阿部美樹雄	社会福祉法人 みずき福祉会 町田福祉園	施設長 (ゼネラルマネージャー)
	岩屋 文夫	社会福祉法人 訪問の家「集」	自立生活アシスタント 「集」地域支援員主任
	松本 一美	社会福祉法人 和歌山県福祉事業団 事務局経営課	主任
	森山 秀実	更生保護法人 東京実華道場 ステップ押上	施設長
	川島 志保	川島法律事務所	弁護士
	相原 佳子	野田・相原・石黒・佐野法律事務所	弁護士

高橋 勝彦	石川 恒	知的障害者更生施設 かりいほ	施設長
	小野 隆一	独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園	地域支援部長
	井口 経明	宮城県岩沼市	市長
	高橋 厚子	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 福祉事業・研修部 総合相談課	課長
	中川 昌	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 宮城県船形コロニー とがくら園	園長
	大竹 伸之	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 宮城県船形コロニー なでくらセンター	センター長
酒井 龍彦	渡部 三郎	財団法人 正光会 宇和島病院	院長
	田島 光浩	医療法人 厚生会 道ノ尾病院	精神科医師
	川原ゆかり	長崎短期大学	准教授
	池田 英雄	元法務事務官副看守長	
	阿部百合子	第3セクター職業訓練法人 長崎能力開発センター	専務理事・所長
	松友 了	社会福祉法人 南高愛隣会(コロニー雲仙)東京事業本部 中央社会生活支援センター	理事・本部長 所長
	松村 真美	社会福祉法人 南高愛隣会 (コロニー雲仙) 県南地域サービスセンター	常務理事 所長
	峯友 信介	社会福祉法人 南高愛隣会 (コロニー雲仙)	理事
	吉本ひろみ	社会福祉法人 南高愛隣会 (コロニー雲仙) 県央地域サービスセンター	班長

【研究助言者】

研究助言者	所 属・分 野	役 職
大島 一博	内閣府 参事官 (社会システム担当)	参事官
前澤 幸喜	法務省矯正局成人矯正課	課長補佐
木村 敦	法務省矯正局少年矯正課	課長補佐
等々力伸司	法務省矯正局成人矯正課	事務官
石川 祐介	法務省保護局更生保護振興課	更生保護事業係長
西村 朋子	法務省関東地方更生保護委員会 審査2班	保護観察官
星田 信夫	長崎保護観察所更生保護振興課	統括保護観察官
河野 晋一	法務省九州地方更生保護委員会	更生保護調査官
矢田貝泰之	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課	課長補佐
高原 伸幸	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課	障害福祉専門官
武田 牧子	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課	地域移行支援専門官
木島 毅之	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課	企画法令担当事務官

大塚 晃	上智大学 総合人間科学部社会福祉学科	教授
	国立武蔵野学院	

【事務局】

研究者氏名	所 属	役 職
(経理担当)釣船一満	社会福祉法人 南高愛隣会 (コロニー雲仙) 法人事務局	事務局長
本 田 奈 美	社会福祉法人 南高愛隣会 (コロニー雲仙) 法人事務局	秘書係

(順不同)